

第2章 処 務

○東総地区広域市町村圏事務組合規則の規定 の準用に関する規則

昭和46年10月13日
規 則 第 2 号

改正 平成14年3月13日規則第1号

改正 平成18年1月23日規則第1号

改正 平成19年3月30日規則第5号

改正 令和2年4月1日規則第1号

改正 令和5年7月28日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の管理、運営および執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規定の準用)

第2条 この組合の管理、運営及び執行等に関する規則は、条例、規則等により特別の定めがあるものを除くほか、匝瑳市情報公開条例施行規則（平成18年匝瑳市規則第20号）、匝瑳市情報公開審査会規則（平成18年匝瑳市規則第21号）、匝瑳市個人情報保護法等施行規則（令和5年匝瑳市規則第29号）、匝瑳市個人情報保護審査会規則（平成18年匝瑳市規則第23号）、匝瑳市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則（平成18年匝瑳市規則第45号）、匝瑳市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年匝瑳市規則第46号）、匝瑳市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年匝瑳市規則第4号）、匝瑳市職員の高齢者部分休業に関する規則（令和5年匝瑳市規則第9号）、匝瑳市職員の育児休業等に関する規則（平成18年匝瑳市規則第49号）、匝瑳市職員の給与に関する規則（平成18年匝瑳市規則第50号）、

匝瑳市職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成18年匝瑳市規則第51号）、匝瑳市職員の職務の級別区分を定める規則（平成18年匝瑳市規則第53号）、匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年匝瑳市規則第1号）、匝瑳市職員の住居手当の支給に関する規則（平成18年匝瑳市規則第55号）、匝瑳市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年匝瑳市規則第56号）、匝瑳市職員特殊勤務手当支給規則（平成18年匝瑳市規則第57号）、匝瑳市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成18年匝瑳市規則第62号）及び匝瑳市職員等の旅費に関する規則（平成18年匝瑳市規則第64号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年9月20日から適用する。

附 則（平成14年3月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成18年1月23日規則第1号）

この規則は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月28日規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東総地区広域市町村圏事務組合規則の規定の準用に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則（平成19年規則第1号）

(2) 東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則（平成19年規則第2号）

(3) 東総地区広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成19年規則第3号）

（経過措置）

3 この規則の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の東総地区広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則、東総地区広域市町村圏事務組合個人情報保護条例施行規則及び東総地区広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。